

## 動物用医薬品

## 麻薬用注射液

劇薬 向精神薬 要指示医薬品 指定医薬品

ソムノペンチル<sup>®</sup>

## 【本質の説明又は製造方法】

ソムノペンチルは、長、中、短、超短とその作用時間によって四種にわけられているバルビツール酸誘導体のうちで、短作用時間群に属するペントバルビタールナトリウム製剤の全身麻酔剤である。使用量・使用法を適切に選ぶことによって、鎮静・鎮痛・麻酔と広い範囲の使用目的に応用することができる。

## 【成分及び分量】

本品 1 mL中

有効成分	含量
ペントバルビタールナトリウム	64.8 mg

## 【効能又は効果】

- 牛：小手術時の鎮静、神経質な動物に対する診断、治療時の鎮静。  
外科手術時の全身麻酔。  
馬：小手術時の鎮静、神経質な動物に対する診断、治療時の鎮静。  
外科手術時の全身麻酔。  
緬・山羊：外科手術時の全身麻酔。  
豚：外科手術時の全身麻酔及び基礎麻酔。  
犬：外科手術時の全身麻酔。ストリキニーネ中毒、強直症等の鎮痙。  
猫：外科手術時の全身麻酔。  
ミンク：外科手術時の全身麻酔。

## 【用法及び用量】

通常、ペントバルビタールナトリウムとして下記量を静脈内注射、腹腔内注射、筋肉内注射するが、患畜の健康状態・麻酔状態に応じて用量を増減する。静脈内注射に際しては、まず全投与量の1/2を比較的急速に、残量をやや緩徐に麻酔状態を十分に観察しながら投与する。

牛：鎮静には、体重1kg当たり2～4mgを、全身麻酔（外科的深麻酔）には、体重1kg当たり14～19mgを静脈内注射する。

馬：鎮静には、体重1kg当たり6mgを、全身麻酔には、体重1kg当たり7～10mgを静脈内注射する。

緬・山羊：全身麻酔には、体重1kg当たり20～25mgを静脈内注射する。

豚：全身麻酔には、静脈内注射の場合、体重50kg以下の豚で体重1kg当たり24～30mgを、体重100kg以上の豚で体重1kg当たり10～20mgを投与する。腹腔内注射の場合、体重50kg以下の豚で体重1kg当たり20～30mgを投与する。基礎麻酔には、腹腔内注射で体重1kg当たり25mgを投与する。

犬：(1)静脈内注射

全身麻酔には、体重1kg当たり20～30mg、一般に体重1kg当たり25mgを投与する。

注入法としては、まず全投与量の1/2を呼吸状態をよく注意しながら、20秒（小型犬）～1分（大型犬）で注入する。次いで1分間の休止をおいて残量を2～4分間で注入する。または全量を1～3分間で等速に注入する。深麻酔への導入は円滑であり、30～100分間深麻酔が得られ、その後2～8時間の嗜眠・鎮静状態が続く。

(2)腹腔内注射

全身麻酔には、体重1kg当たり25～35mgを投与する。注入5～25分後に30～90分間持続する深麻酔と2～8時間の嗜眠・鎮静状態が得られる。

(3)筋肉内注射

全身麻酔には、体重1kg当たり30～35mgを投与する。100～150分間の深麻酔が得られる。

(4)追加麻酔

初回投与量の1/3量以内を投与する。

(5)鎮痙には、その症状に応じて1頭当たり30～200mgを1回あるいは分割投与する。

猫：(1)静脈内注射

全身麻酔には、体重1kg当たり25～35mgを投与する。10～40分間の深麻酔が得られ、その後3～6時間の嗜眠・鎮静状態が続く。

(2)腹腔内注射

全身麻酔には、体重1kg当たり25～35mgを投与する。注入10～20分後には深麻酔が得られ、10～50分間持続する。

ミンク：全身麻酔には、体重1kg当たり30～40mgを腹腔内注射する。10～40分間の中・深麻酔が得られる。

## 【休業期間】

本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛、馬、緬・山羊、豚：10日間

牛乳：24時間

## 【使用上の注意】

## (基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

## (一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。  
牛、馬、緬・山羊、豚：10日間  
牛乳：24時間

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤は向精神薬のため、その保管及び廃棄については麻薬及び向精神薬取締法に従うこと。（麻薬及び向精神薬取締法 第50条の21）
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・沈殿・白濁したものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く。）。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

